

第2次

君津市犯罪のない安全で安心な まちづくり計画



平成28年3月
君津市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の対象範囲	1

第2章 第1次計画の取組状況と犯罪等の状況

第1節 第1次計画の取組状況	2
第2節 君津市の犯罪状況	4
1 刑法犯認知件数及び検挙率の推移	
2 地区別にみる刑法犯認知件数の推移	
3 犯罪の罪種別状況	
4 窃盗犯の主な手口	
5 電話 de 詐欺の発生状況	
6 少年の補導件数	
7 子どもや女性に対する前兆事案	
8 児童虐待及びDV相談件数の推移	
第3節 千葉県での犯罪状況	8
1 刑法犯認知件数及び検挙率の推移	
2 刑法犯認知件数の県内状況	
第4節 意識調査	9
1 市民アンケート調査概要	
2 防犯パトロール隊のアンケート調査概要	

第3章 計画の目標と数値目標

第1節 計画の目標	12
第2節 計画の体系	12
第3節 数値目標の設定	13
1 成果指標の設定	
2 主要事業の取り組みと目標数値	

第4章 施策の展開

第1節 防犯意識の高揚	14
1 防犯に関する広報・情報提供	
2 地域の連帯感の向上	
3 子どもに対する犯罪防止・非行防止教育の推進	
第2節 防犯活動の推進	15
1 地域防犯の推進	
2 地域活動団体への支援	
3 高齢者等の防犯対策	
第3節 防犯環境の整備	16
1 公共施設の防犯対策	
2 子ども110番の家の設置促進	
3 子どもや女性に対する安全対策	

第5章 計画の推進

資料

1 君津市の犯罪認知件数の推移(平成5年～平成26年)	18
2 君津市の防犯施策年表	18
3 防犯関係団体一覧	20
4 推進強化地区の取り組み	21
5 君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例及び施行規則	22

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、犯罪がなく市民が安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成20年12月24日制定）の基本理念である“自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る”を共通認識とし、平成23年度から平成27年度を計画期間とした君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、市、市民及び関係機関（自治会、防犯協会、事業者、警察署等をいう。以下同じ。）が相互に連携し、防犯活動の推進に取り組んでいます。

第1次計画の計画期間が満了することに伴い、引き続き、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、第2次計画として策定するものです。

なお、本計画は、君津市総合計画の将来都市像である“人が集い 活力あふれる健康都市 きみつ”を目指すため、5つの基本目標における“安全安心に暮らせる自然と共生するまち”の実現に向けた防犯に関する施策を定めるものです。

第2節 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しをします。

第3節 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、街頭犯罪（乗り物盗やひったくり、車上狙い等）や、侵入盗（空き巣や忍び込み）、詐欺、子どもや女性、高齢者等に対する犯罪とし、市民生活の身近なところで起きる犯罪の発生防止に主眼を置きます。

第2章 第1次計画の取組状況と犯罪等の状況

第1節 第1次計画の取組状況

第1次計画では、「犯罪のない安全で安心なまち きみつ」を目標と定め、「犯罪を予防するための意識改革」・「犯罪を抑止するための環境整備」・「犯罪に強い地域の形成」を3つの基本的方向とし、市、市民及び関係機関との地域連携により、次の一覧表のとおり施策を推進してまいりました。

その結果、第1次計画において定めた、『平成24年中の刑法犯認知件数を1,267件以下とし、平成25年以降各年の認知件数を平成24年以下とする。』とした目標については、平成25年中が1,034件で、平成26年中が910件となっており、目標を達成することができました。



街頭啓発活動



君津市防犯大会



防犯指導員講習会

《第1次計画の取組結果一覧》

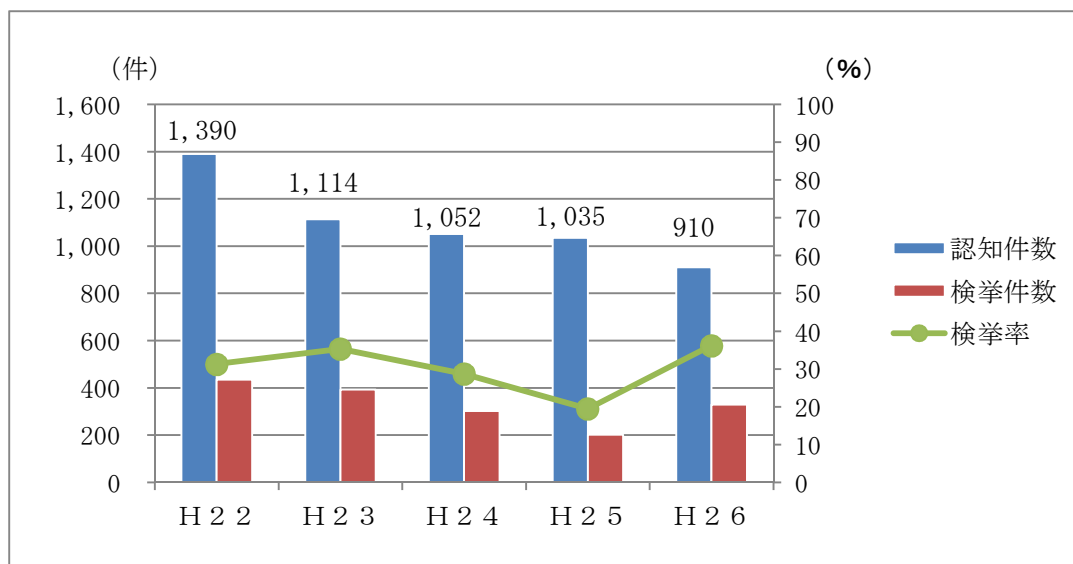
基本的方向	施策	取組内容	
犯罪を予防する 「意識改革」	自主防犯意識の啓発	毎年10月の防犯旬間に街頭啓発を実施した。	
		防犯大会を開催した。	
		青色回転灯装備車両の運転講習会を実施した。	
		防犯巡視員による市内巡回パトロールを実施した。	
	安全情報等の提供	講演会等で啓発パンフレットの配布を実施した。	
		不審者情報や振り込め詐欺警戒情報のメール配信を実施した。	
	地域の連帯感の向上	推進強化地域を指定し、指定区域において重点的な防犯活動の支援を実施した。	
		配達業務事業所等による防犯パトロールを実施した。	
		行政、警察、事業所の3者により、ドライブレコーダーを「走る防犯カメラ」として活用する犯罪・交通事故抑止に関する協定を締結した。	
犯罪を抑止する 「環境整備」	犯罪の防止に配慮した生活環境の整備	道路照明及び防犯灯を設置した。	
		坂田駐車場へ防犯カメラを設置した。	
		君津駅南口自転車駐車場の外壁を透過性フェンスへ改修した。	
		防犯協会が中心となり防犯診断を実施した。	
		周囲からの見通し確保を目的として公園の樹木を剪定した。	
		青少年健全育成協議会が中心となり、あいさつ運動を実施した。	
	学校・通学路等における安全確保のための取組の推進	一部の中学校校舎へ防犯カメラを設置した。	
		『子ども110番の家』の整備を図った。	
		自主防犯パトロール隊や警察、防犯協会等による子ども見守り活動を実施した。	
	防犯拠点の整備	防犯拠点として地域防犯連絡所を設置した。 (主に防犯指導員宅)	
	犯罪に強い 「地域の形成」	地域の自主防犯活動への支援	自主防犯パトロール隊へ支援用品を支給した。
			防犯協会への活動支援を行った。
防犯活動を担う人材の育成		防犯指導員を対象とした防犯研修を開催した。	
児童等の安全確保に関する取組の推進		幼・保・小中学校で不審者対応訓練を実施した。	
		小学1年生へ防犯ブザーを貸与した。	
		学校ボランティアによる児童の登下校時の見守り活動を実施した。	
		子どもの安全確保教育プログラム実践事業を実施した。	
高齢者等の安全確保に関する取組の推進		敬老会で防犯講座を開催した。	
		民生委員等による高齢者宅等個別訪問を実施した。	

第2節 君津市の犯罪状況（資料提供：君津警察署）

1 刑法犯認知件数及び検挙率の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成22年に1,390件だったものが、平成26年には910件となり、この5年間で480件（35%）の大幅な減少となっています。

これは、警察と地域で取り組む防犯活動や市民の防犯意識の向上が図られた結果であると思われます。

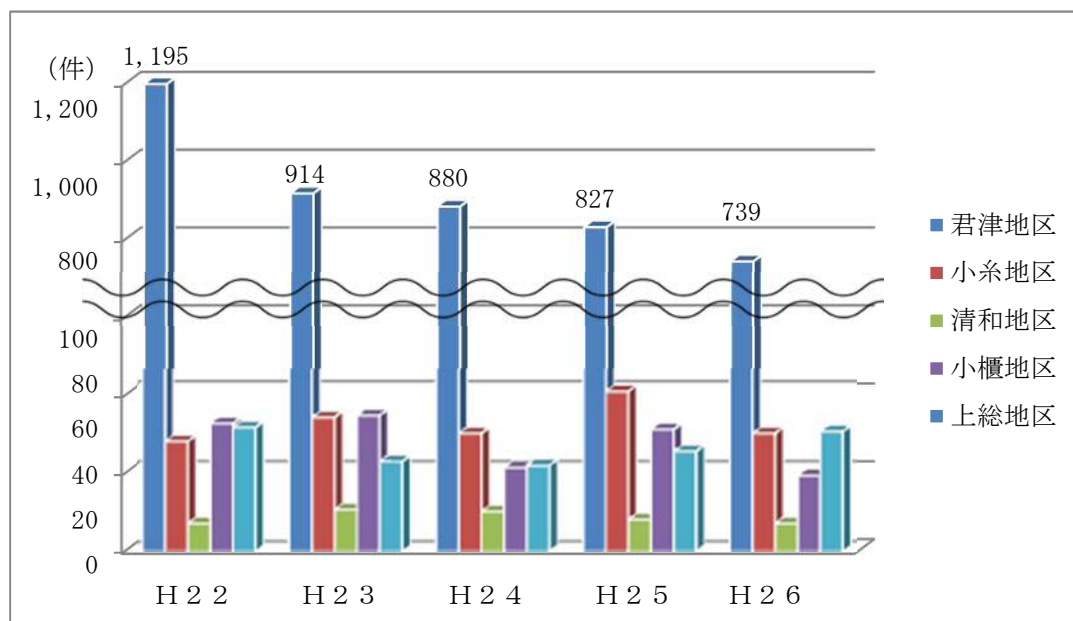


※刑法犯認知件数：警察が認知した刑法犯の数

2 地区別にみる刑法犯認知件数の推移

(1) 市内5地区（君津・小糸・清和・小櫃・上総）

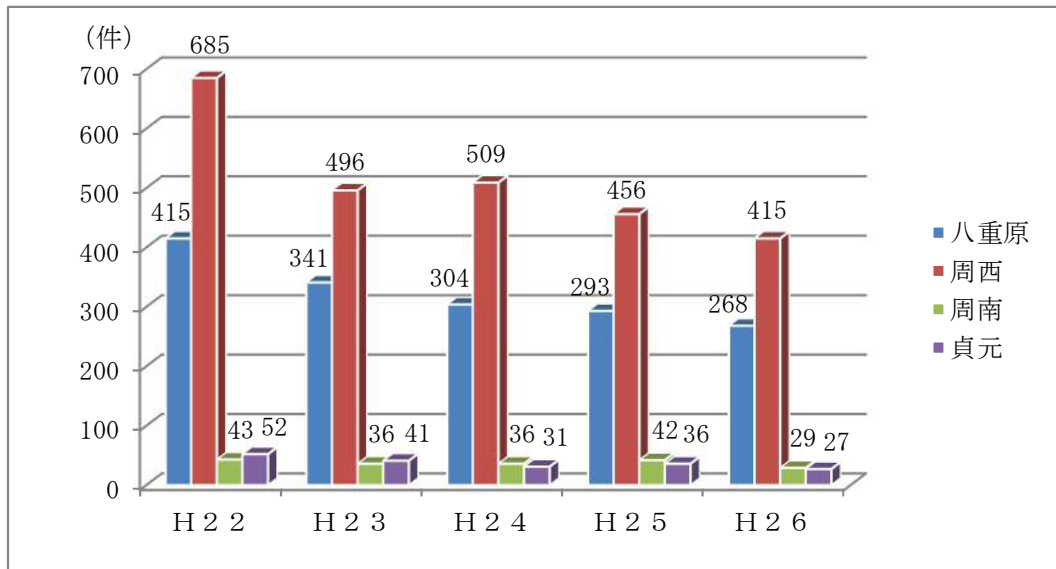
君津地区の認知件数は、市内の約80%を占めており、平成22年に1,195件だったものが、平成26年には739件となり、この5年間で456件（38%）の大幅な減少となっています。その他の地区は、ほぼ横ばい状態であると言えます。



(2) 君津地区内（八重原・周西・周南・貞元）

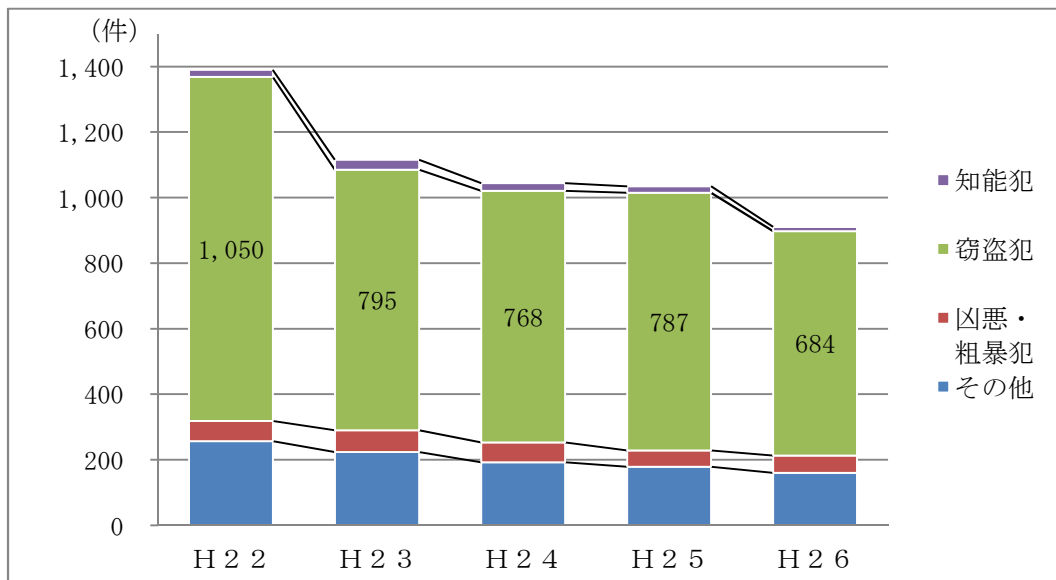
八重原、周西地区の認知件数は、君津地区の約90%を占めています。

この5年間の推移をみると、八重原地区で約35%、周西地区で約40%の大幅な減少となっており、周南、貞元地区においても減少が見られます。



3 犯罪の罪種別状況

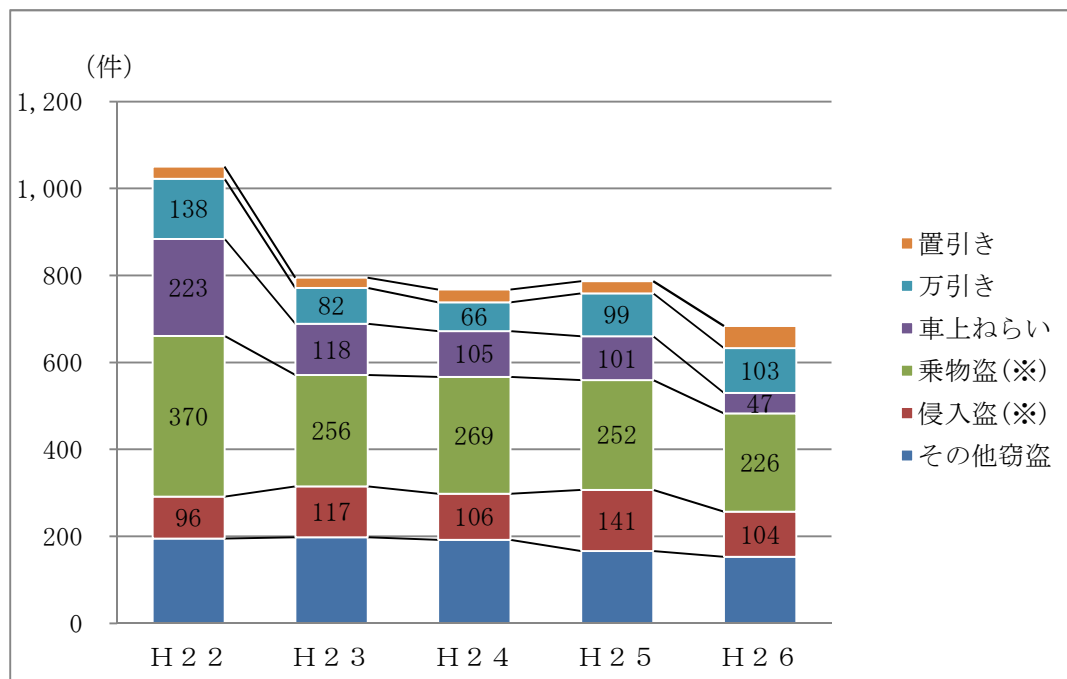
罪種別では、窃盗犯が全体の約75%を占めており、この5年間の窃盗犯の推移では、平成22年に1,050件であったものが、平成26年には684件となり、約35%の大幅な減少となっています。



- 罪種：【凶悪・粗暴犯】殺人、強盗、暴行、傷害、脅迫、恐喝など
- 【窃盗犯】空き巣、自転車・自動車盗、車上狙いなど
- 【知能犯】詐欺、横領、その他知能犯
- 【その他】器物損壊、住居侵入、わいせつなど

4 窃盗犯の主な手口

各年とも、乗物盗の比率が最も高く、その大半を自転車盗が占めており、今後の対策の強化が必要です。



※乗物盗：自動車・オートバイ・自転車盗難

※侵入盗：空き巣、忍び込み、事務所・出店荒らし

5 電話 de 詐欺の発生状況

千葉県の前5年間の推移では、件数、被害額とも年々増加していますが、本市では、件数は横ばいであるものの、被害額が増えています。

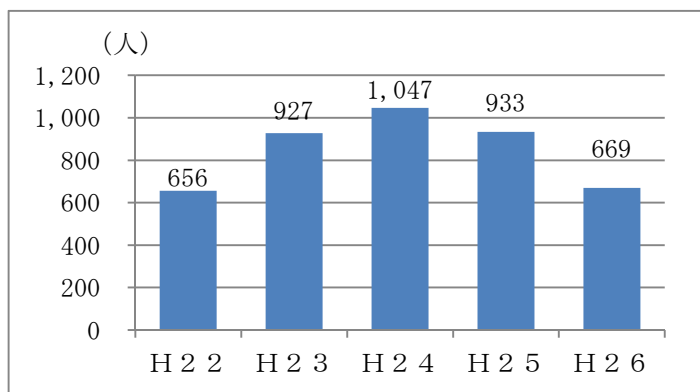
また、被害者は依然として高齢者が多いため、更なる対策の強化が必要です。

	君津市		千葉県	
	件数	被害額	件数	被害額
H22	6件	1,410万円	303件	4億4,120万円
H23	6件	750万円	757件	12億1,720万円
H24	6件	650万円	678件	14億6,990万円
H25	7件	5,300万円	839件	31億8,960万円
H26	6件	4,900万円	1,135件	47億1,250万円

※平成27年8月より『振り込め詐欺』は『電話 de 詐欺』に改称

6 少年の補導件数

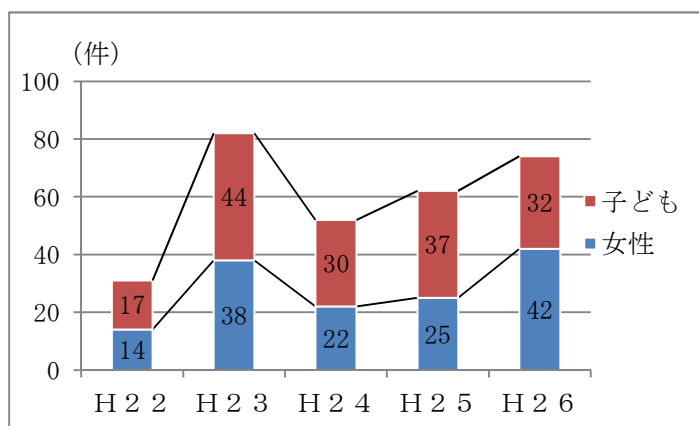
本市の補導件数は平成24年をピークに減少傾向にありますが、引き続き少年の健全育成を図る必要があります。



※少年補導の内容：深夜徘徊、喫煙、飲酒行為、怠学など

7 子どもや女性に対する前兆事案

平成24年から増加傾向となっており、犯罪の発生を未然に防止するための対策が必要です。

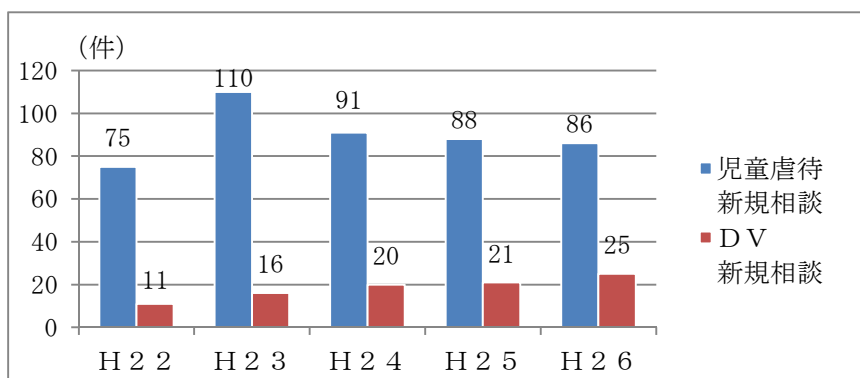


※前兆事案：子どもの生命または身体を害する犯罪や女性に対する性的犯罪の前兆と見られる声かけ、つきまとい行為など

※女性：18歳以上の女性、子ども：18歳未満の男女

8 児童虐待及びDV相談件数の推移 (資料提供：君津市子育て支援課)

DVでの相談件数が増加しており、今後の新たな対策に加えていく必要があります。

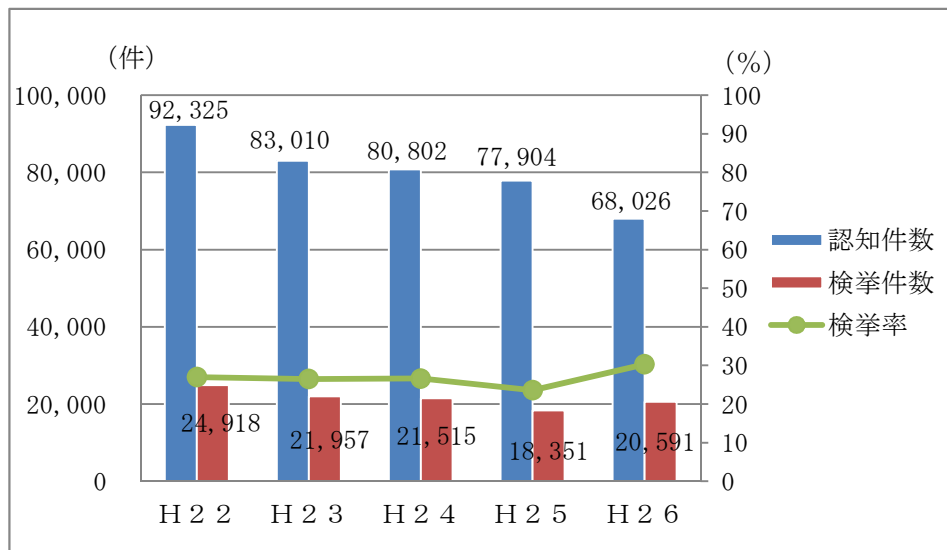


※DV：ドメスティックバイオレンス (配偶者やパートナーからの暴力)

第3節 千葉県の犯罪状況 (資料提供：千葉県警)

1 刑法犯認知件数及び検挙率の推移

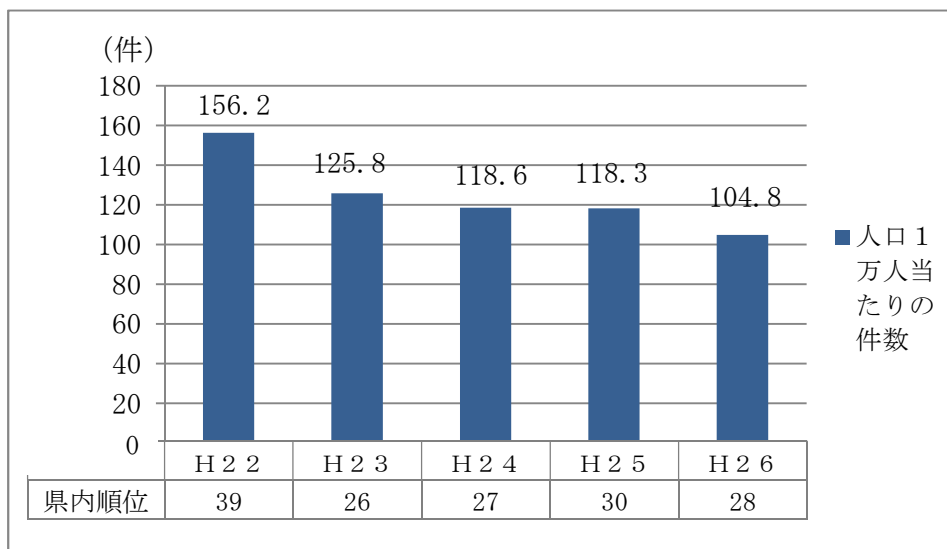
県内の刑法犯認知件数は、平成22年に92,325件で、平成26年が68,026件であり、この5年間で24,299件(26%)の大幅な減少となっています。



2 刑法犯認知件数の県内状況

県内の自治体の認知件数を人口1万人当たりの件数として比較すると、県内で件数の一番少ない市町村が57.5件であり、君津市は104.8件で、54市町村中28番目に件数の少ない市となります。

平成26年	人口1万人当たりの 刑法犯認知件数
県内総数	109.8
県内平均	103.4
県内最大	163.2
県内最少	57.5
君津市	104.8



第4節 意識調査

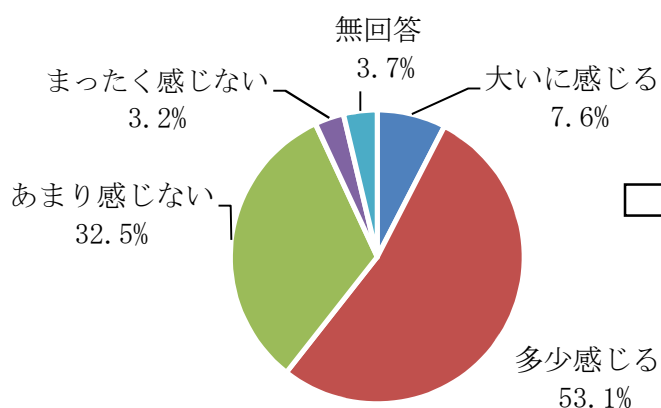
1 市民アンケート調査概要

【調査対象】 市内小学校3年生保護者及び公民館利用者 751人

【調査時期】 平成27年7月

【回答状況】 回答者数 622人

問1 あなたは、日常生活を送る中で自分が何らかの犯罪被害にあう不安を感じますか。



60.7%の方が何らかの犯罪被害にあう不安を感じていました。一方、平成21年度の意識調査結果においても67.4%の方が同様の回答をしており、若干の減少はあったものの、まだ不安意識が高い状況です。

◇不安を感じる身近な犯罪◇【上位3項目】

- ① 子どもに対する誘拐や連れ去り【25.6%】
- ② 自宅に侵入されて金品等を盗まれる（空き巣、忍び込み等）【20.1%】
- ③ 車上荒らしにあう【16.2%】

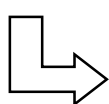
問2 あなたが普段心がけている防犯対策はなんですか。（複数回答）

回答項目	割合 (%)
なるべく家の明かりをつけておく	38.6
補助錠など二重ロックをしている	32.0
センサーライトをつけている	31.4
ドアガード・チェーンをしている	31.0
犬を飼っている	13.7
防犯ブザー・防犯スプレー等を携帯している	6.4
留守にする時、隣近所への声かけをしている	5.9
防犯カメラをつけている	1.8
その他	3.5
特になにもしていない	18.2

多くの方が何らかの防犯対策に心がけていると回答した中、18.2%の方が「特になにもしていない」と回答しており、今後さらに防犯意識の向上に向けた対策が必要であると考えられます。

問3 あなたは、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために自ら又は地域がどのような取り組みをしていく必要があると思いますか。(複数回答)

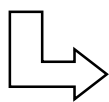
回答項目	割合(%)
防犯意識を高める	65.4
住民同士のつながりを強くする	57.4
地域で犯罪や防犯に関する情報を共有する	54.0
地域で防犯上危険と思われる箇所を点検し、改善する	50.5
地域で防犯パトロールを行う	39.1
防犯カメラを設置する	36.2
地域で講習会を開き、必要な知識を身につける	11.6
その他	2.4



「防犯意識を高める」に次いで、「住民同士のつながりを強くする」、「地域で犯罪や防犯に関する情報を共有する」など、地域のつながりを求める回答が多くありました。

問4 市では登録した携帯電話に市内の不審者情報をリアルタイムで配信をしています。こうした情報の提供方法を利用していますか。

回答項目	割合(%)
メール配信を利用している	45.8
メール配信について知らなかった	28.1
メール配信を利用したいが登録方法がわからない	14.6
メール配信の利用をする気はない	6.4
その他	3.2
無回答	1.8



約半数の方がメール配信を利用していましたが、「メール配信について知らなかった」、「登録方法がわからない」との回答が42.7%あったことから、本事業の周知不足が伺えました。

2 防犯パトロール隊のアンケート調査概要

【調査対象】 自主防犯団体 62 団体

【調査時期】 平成 27 年 6 月

【回答状況】 回答団体数 40 団体

問 1 活動の頻度はどの程度ですか。(上位 3 つ)

①月に 2 回以上 (12 団体)

②月に 1 回 (11 団体)

③週に 1 回 (8 団体)



地域によって活動頻度は異なりますが、約 80%の団体が月に 1 回以上の活動を行っていました。

問 2 活動を進めるための課題はなんですか。〔複数回答 上位 3 つ〕

①人が集まらない (21 団体)

②指導者、世話役がない (18 団体)

③行政、警察との連携確保 (18 団体)



活動に対する人材不足、行政、警察等とのつながりの必要性が課題となりました。

問 3 市に対し支援を求めたいことはなんですか。〔複数回答 上位 3 つ〕

①犯罪情報、活動のノウハウの提供
(21 団体)

②活動のための情報提供 (20 団体)

③リーダーの養成 (15 団体)



犯罪情報の提供や活動に対する知識の提供を求める回答が多くありました。

問 4 その他過去 1 年間に実施した活動はなんですか。〔複数回答 上位 3 つ〕

①防犯灯や道路照明の点検 (29 団体)

②空き缶などのごみ拾い (23 団体)

③あいさつ運動 (19 団体)



地域の防犯環境の整備や地域住民のつながりの持てる取り組みをしていました。

防犯パトロール隊からの意見

- ・ 隊員の高齢化で辞退者が年々増えている。
- ・ 市内の防犯活動団体代表者との交流・情報交換等の会合が必要。
- ・ 自治会などに対して防犯に関する教育を行ってほしい。

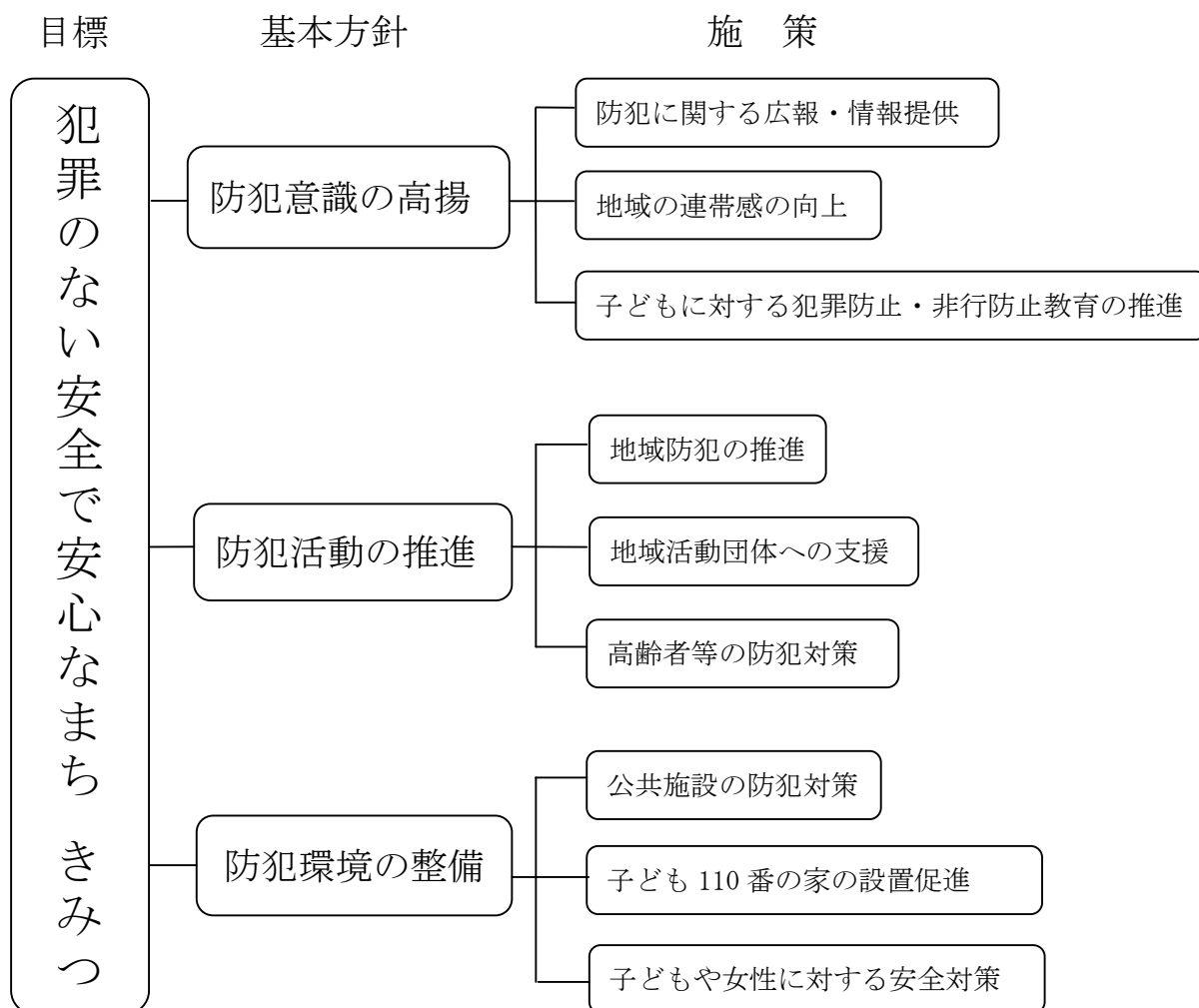
第3章 計画の目標と数値目標

第1節 計画の目標

安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、地域で生活する人のみならず、通勤・通学や観光などで本市を訪れる人々にとっても共通の願いです。

本計画では、「犯罪のない安全で安心なまち きみつ」を目標と定め、防犯意識の高揚・防犯活動の推進・防犯環境の整備を基本方針として、市はもとより市民、関係機関との相互連携により、防犯に関する取り組みを推進します。

第2節 計画の体系



第3節 数値目標の設定

1 成果指標の設定

計画の目標を達成するために、この計画の策定期間における成果指標を次のように設定します。

現状（平成 26 年）		⇒	第 2 次計画目標（平成 32 年）	
1 万人当たりの 刑法犯認知件数 県内順位	28 位		1 万人当たりの 刑法犯認知件数 県内順位	20 位以内

人口 1 万人当たりの刑法犯認知件数により、県内における本市の防犯対策の状況を相対的に把握する。

2 主要事業の取り組みと目標数値

基本方針	取組内容	26 年度	32 年度	事業主体
防犯意識の高揚	安心・安全メールの登録推進	7,721 件	11,000 件	市
	防犯大会の開催	年 1 回	継続	市警察署
防犯活動の推進	自主防犯パトロール隊の登録推進	62 団体	70 団体	市自治会等
	防犯リーダーを対象とした講習会	年 1 回	継続	市警察署
防犯環境の整備	子ども 110 番の家の設置推進	1,280 箇所	1,460 箇所	市地区青少年健全育成連絡協議会
	公道における防犯カメラの設置推進	2 箇所	10 箇所	市

第4章 施策の展開

第1節 防犯意識の高揚

自主防犯、犯罪被害防止、青少年の健全育成等の知識を高めるため、情報を提供するとともに、各種の啓発活動を実施します。

1 防犯に関する広報・情報提供

各種広報媒体を活用し、防犯に関する情報の提供を行うとともに、市民や防犯活動団体等を対象とした防犯大会を開催することで、防犯意識の高揚を図ります。また、不審者情報や電話 de 詐欺に対する情報などが迅速に提供できる安心・安全メールの登録推進に努めます。

取組内容	事業主体
安心・安全メールの配信と登録推進	市【市民生活課】
小・中学校の保護者を対象とした不審者情報等のメール配信	市【学校教育課】
防犯大会の開催	市【市民生活課】 防犯活動団体
「広報きみつ」・市ホームページを利用した防犯情報の提供	市【市民生活課】
自治会回覧を活用した情報の提供	市【市民生活課】
防災行政無線による緊急情報の提供	市【危機管理課】
青色回転灯防犯パトロール車による広報活動	市【市民生活課】

2 地域の連帯感の向上

人と人とのつながりが希薄傾向にある中、防犯推進強化地区の指定や各種啓発活動などの地域ぐるみの活動を推進することにより、地域の連帯感の向上を図ります。

取組内容	事業主体
「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定	市【市民生活課】
あいさつ運動の推進	市【生涯学習課】
配達業務事業者による防犯パトロールの推進	警察 事業者
(一社)千葉県宅地建物取引業協会南総支部と「駐車場、集合住宅における犯罪等の防止に関する協定」を締結したことによる各防犯活動の推進	警察 事業者
「ドライブレコーダーの活用による犯罪・交通事故抑止に関する協定」による防犯体制の強化	警察 事業者

3 子どもに対する犯罪防止・非行防止教育の推進

犯罪被害に遭わないための防犯教育を行うとともに、犯罪を起こさせないための非行防止や薬物乱用禁止、いじめ防止などにも配慮した各種教室や講習会等に関係機関と連携して開催します。

取組内容	事業主体
小・中学校を対象とした不審者対応訓練や非行防止教育の実施	市【学校教育課】 警察
安全マップの作成（※1）	市【学校教育課】 地区青少年健全育成連絡協議会
新入学児童への防犯グッズの貸与	防犯協会
ネットパトロールの実施（※2）	市【生涯学習課】 県

※1 安全マップ：学区内の交通・防犯面での危険箇所を児童や地区青少年健全育成連絡協議会などで地図の作成をしている。

※2 ネットパトロール：県が主体となりインターネット内を定期的にチェックし、不適切な書き込み等の情報提供を各市に対し行っている。

第2節 防犯活動の推進

“自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守る”を共通認識とし、地域の犯罪傾向や防犯活動団体の組織体制など、地域の特性・実情を考慮しつつ、地域住民による積極的な防犯活動を推進し、防犯力の向上に努めます。

1 地域防犯の推進

地域の防犯活動団体の情報交換や人材の育成を行うことで、自主的な防犯活動の活性化を図ります。

取組内容	事業主体
防犯協会によるパトロールや啓発活動の実施	防犯協会
自主防犯パトロール隊によるパトロールの実施	自主防犯パトロール隊
特定犯罪の多発や前兆事案の発生に対する緊急パトロールの実施	市【市民生活課】 関係機関
自治会等への防犯講習会の開催	市【市民生活課】 警察
防犯活動団体の交流会の開催	市【市民生活課】 警察
君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会の開催	市【市民生活課】
学校警察連絡委員会の開催	市【学校教育課】 警察

2 地域活動団体への支援

防犯協会や自主防犯パトロール隊に対し支援をすることで、地域の防犯活動を推進していきます。

取組内容	事業主体
防犯協会への支援	警察署 市【市民生活課】
自主防犯パトロール隊へ支援用品の支給	市【市民生活課】

3 高齢者等の防犯対策

高齢者等をターゲットとした電話 de 詐欺や訪問販売等の被害を防ぐため、自宅への訪問や高齢者の集まる機会を捉えた啓発活動を実施し、また、関係団体へ情報提供を行います。

取組内容	事業主体
民生委員による高齢者宅訪問	市【厚生課】
老人クラブ等に対する防犯講習会の開催	市【市民生活課】 警察
老人クラブ連絡網を活用した犯罪情報の提供	警察 社会福祉協議会
健康増進事業等において啓発活動を実施	市【市民生活課】

第3節 防犯環境の整備

犯罪発生抑止のため、公共施設における防犯設備や防犯に配慮した施設管理に努めます。

また、市民や事業者においても、防犯対策に努めるとともに、地域の防犯活動にできる限り協力します。

1 公共施設の防犯対策

道路、公園、市営駐車場などの公共施設においては、照明や防犯カメラ等の整備を行うとともに、樹木の伐採により視認性を確保するなど、防犯に配慮した環境整備に努めます。

取組内容	事業主体
防犯カメラの設置	市【市民生活課、都市整備課等】
防犯灯の設置	市【市民生活課】
道路照明灯の設置	市【管理課】
公園等の環境整備	市【都市整備課】

2 子ども 110 番の家の設置促進

子ども 110 番の家について理解を得るとともに、継続・新規設置を促進します。

取 組 内 容	事業主体
子ども 110 番の家の設置	市【生涯学習課】 地区青少年健全育成連絡協議会
子ども 110 番の家マップ作成	市【生涯学習課】

3 子どもや女性に対する安全対策

児童虐待やDV被害のないまちとなるよう地域で見守りや支援をします。

取 組 内 容	事業主体
子どもを守る地域ネットワークによる支援体制の強化	市【子育て支援課】

第5章 計画の推進

計画の推進にあたっては、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会において、年度ごとに各施策の進捗状況などの進行管理を行います。

資料 1 君津市の犯罪認知件数の推移（平成 5 年～平成 26 年）



資料 2 君津市の防犯施策年表

年 度	主な事業等
平成 5 年度	君津警察署の開署
	君津市防犯協会の設立 犯罪のない明るく住みよい君津市をつくるため、地域住民及び関係団体との相互協力により、自主防犯意識の高揚に努めるとともに犯罪の予防活動並びに少年非行の防止に寄与することを目的として防犯協会を設立し、活動を支援している。
平成 11 年度	交通防犯市民大会の開催 長年にわたり、防犯に貢献された方々に対し、これまでの功労をたたえ、表彰を実施するとともに、防犯に関する講演等を行い、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進する決意を新たにすため交通防犯市民大会を開催。
	子ども 110 番の家設置 子どもが危険を感じたときに駆け込むことができる緊急避難場所として子ども 110 番の家の設置を開始。
平成 13 年度	防犯ブザー貸与事業開始 児童が事件に巻き込まれる危険を回避するとともに、非常時に危険を知らせるために、市内の新入学の小学 1 年生に対し防犯ブザーの無償の貸与を開始。
	青色回転灯付防犯パトロールの開始 市内で初めて青色回転灯付防犯パトロール車が運行開始。
平成 15 年度	自主防犯パトロール隊へ支援用品の支給 自主的な防犯活動を実施する団体に対し、防犯パトロールに必要な物資の支給を実施。
平成 17 年度	学校の安全対策 学校内において、侵入者などによる犯罪の未然防止や侵入された場合の被害の拡大防止を図るため「刺股」を各学校に配置した。

年 度	主な事業等
平成 18 年度	防犯活動リーダー養成講座の開催 自主防犯活動のさらなる活性化を図り、防犯活動への取り組みを促進するために、各防犯パトロール隊のリーダー的存在の人を対象に体験・実践型の防犯パトロール講座を実施した。
	安心・安全メールの配信開始 市民に注意を呼び掛け、自主防犯活動の参考にするなど、情報の共有を図るために犯罪発生情報、不審者情報及び犯罪発生の特徴などを携帯電話に「安心・安全メール」の配信を開始した。
平成 19 年度	君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定
平成 21 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 21、22 年度…北子安地区
平成 22 年度	(第 1 次)君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画の策定
平成 23 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 23、24 年度…坂田地区
	君津市高齢者安全・安心のための相互協力に関する合意書の調印 交通、防犯面において被害にあう事例を防ぐため、市・君津市社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・警察署の 4 者により合意書のもと相互協力のネットワークを構築した。
平成 24 年度	移動交番の活動開始 安全で安心できる市民生活の確保と地域の防犯力を強化するため、君津警察署において移動交番の活動を開始した。
	公道に防犯カメラの設置・運用開始 君津駅南口千葉興業銀行前交差点と北口ホテル千成前交差点に防犯カメラを設置した。
	夜間・深夜の防犯パトロールの実施 千葉県緊急雇用創出事業補助金を活用し、防犯巡視員による青色回転灯付き防犯パトロール車により、夜間・深夜に人口の多い地点を重点的にパトロールした。(平成 25 年度で終了。)
平成 25 年度	「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進強化地区」の指定 平成 25、26 年度…久保地区
平成 26 年度	LED防犯灯整備事業の実施 夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るため、市内の蛍光管型防犯灯をLED灯へ整備することにより、犯罪のない明るい住みよいまちづくりの推進を図った。

資料3 防犯関係団体一覧

①君津市防犯協会

犯罪の未然防止を目的として地域の支部単位で活動しており、自治会より推薦された方を防犯指導員として委嘱し、広報、啓発、パトロール、地域防犯座談会の開催など、多様な活動を実施している。

防犯指導員 206名（平成27年4月現在）

君津支会

支部名	八重原東	八重原西	周西	貞元	周南
構成人数	21名	18名	26名	18名	15名

小糸・清和支会

支部名	小糸	清和
構成人数	27名	21名

上総支会

支部名	小櫃	久留里	松丘	亀山
構成人数	17名	20名	9名	14名



啓発活動



小学校での防犯教室

②自主防犯パトロール隊

主に自治会単位で結成し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、地区の防犯パトロールなどの自主的な防犯活動を実施している。

結成団体数：62団体（平成27年4月現在）

地区名	結成団体数
君津地区	47
小糸地区	4
清和地区	2
小櫃地区	2
上総地区	7
全地区合計	62



パトロールの様子

資料4 推進強化地区の取り組み

刑法犯認知件数の多い地域を対象に「推進強化地区」として2年間指定し、指定地域の市民及び自治会等が主体となり、市、警察、防犯協会が支援又は協働することにより、安全な地域社会の実現を目指し「地域安全活動」を普及させることを目的としています。

過去の指定地区と主な活動

指定期間	指定地区	活 動 内 容
平成 21・22 年度	北子安地区	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯看板の設置 ・防犯講演会の開催 ・防犯パトロールの実施 ・防犯診断の実施 など
平成 23・24 年度	坂田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・青色回転灯付車両を使用した防犯パトロールの実施 ・違法看板チラシ撤去 ・子ども110番の家ウォークラリー ・跨線橋、跨道橋の落書き消し など
平成 25・26 年度	久保地区	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯看板の増設 ・防犯パトロール隊の増員 ・パトロールの強化（日中・夜間） ・防犯講演会の開催 など



防犯診断



子ども110番の家ウォークラリー

資料5 君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例及び施行規則

○君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例 平成20年12月24日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、市民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止するため、犯罪のない安全で安心なまちづくりについての基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにすることにより、防犯に対する意識の向上を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり 市及び市民等が行う犯罪の機会を減少させるための生活環境の整備並びに市民等が行う犯罪防止のための自主的な活動をいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (3) 自治会等 自治会その他地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 市民等 市民、自治会等及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという意識の下、市及び市民等は、それぞれの役割を分担し、協働することにより、良好な地域社会を形成することを旨として推進しなければならない。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、基本的人権を侵害しないよう配慮されるべきことを旨として推進しなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するために総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、総合的な施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、千葉県、千葉県警察その他の関係機関(以下「関係機関」という。)との連携を図るものとする。

3 市は、市民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに協力するとともに、必要な支援を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の被害者にならないよう自らの安全の確保に努めるとともに、相互に理解を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、犯罪のない安全で安心なまちづくりの積極的な推進に努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、その所有し、又は管理している施設について、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する情報を収集するとともに、市民等に必要な情報の提供を行うものとする。

(児童等の安全確保)

第9条 市は、児童、生徒、園児等(以下「児童等」という。)が登下校時等において、犯罪の被害を受けることのないよう必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 学校、幼稚園、保育園等を設置し、又は管理する者及び児童等の保護者は、市、市民等及び関係機関と連携して登下校時等における児童等の安全の確保に努めるものとする。

(子ども、女性、高齢者及び障害者への配慮)

第10条 市及び市民等は、犯罪の被害を受けやすい子ども、女性、高齢者及び障害者が安心して暮らすことができるよう配慮するものとする。

(推進強化地区の指定)

第11条 市長は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを特に重点的に推進していく必要があると認める地区を推進強化地区として指定することができる。

2 市長は、推進強化地区を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、千葉県君津警察署長と協議するものとする。

(推進協議会の設置等)

第12条 市長は、市民等及び関係機関の連携により、犯罪のない安全で安心なまちづくりを円滑かつ総合的に推進するため、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

2 推進協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり計画に関すること。

(2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の協議及び推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し必要なこと。

3 推進協議会の委員は、14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 自治会等の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 関係機関の職員等

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成20年12月24日 規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成20年君津市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進強化地区の指定等の告示)

第2条 市長は、条例第11条第1項の規定により推進強化地区を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示するものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会)

第3条 君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 公募に応じた市民 3人以内
- (2) 自治会等の代表者 8人以内
- (3) 事業者の代表者 2人以内
- (4) 関係機関の職員等 1人

2 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

6 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 8 推進協議会の庶務は、市民環境部市民生活課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って別に定める。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

君津市犯罪のない安全で安心な
まちづくり計画

平成28年3月

君津市市民環境部市民生活課
〒299-1192
千葉県君津市久保2丁目13番1号
電話 0439-56-1225